









一般財団法人

医療・福祉・環境経営支援機構

「経営者のための情報Note」 Vol. 123

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 Philosophy Note フィロソフィ ノート	<今月のタイトル> 「心を伝える」即行と継続				
		○	○	○	○	○
B	 Medical Note メディカル ノート	<今月のタイトル> 軽症者は「宿泊施設か在宅」へ ーガイドラインを事務連絡				
			○			
C	 Dental Note デンタル ノート	<今月のタイトル> 院長に何かあってからでは遅い！ ～歯科医院の事業承継を考える～				
				○		
D	 Welfare Note ウェルフェア ノート	<今月のタイトル> セーフティネット保証5号の対象業種(老人福祉・ 介護関係)の追加指定について				
					○	
E	 Environment Note 環境 ノート	<今月のタイトル> 困難な時こそ花の力を				
		○	○	○	○	○
F	 Topics Note トピックス ノート	<今月のタイトル> コロナ対策で消毒用に				
		○	○	○	○	○

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

「心を伝える」即行と継続

■心について

ヨーガの哲学では、人は、肉体と心と魂の三つの要素で構成されており、肉体と魂の中間の心には五つの意識層があり、その心の第一の層から第五の層に意識の質を高めていくことが、「人に内在するエネルギー」を自発的に発揮させることになると教えているのです。

また、英国の哲学者ジェームズ・アレンは、その著『原因と結果の法則』で心について「人間の心は庭のようなもの」と述べ、このように説明しています。「心という土壌の中に蒔かれた思いという種のすべてが、それ自身と同種のを生み出します。それは遅かれ早かれ、行いとして花開き、やがては環境という実を結ぶこととなります。良い思いは良い実を結び、悪い思いは悪い実を結びます。」と。

つまり『心』に抱いた『思い』は『行い』になり『結果』を生む」ということを説いているのです。心に“お客様に感動を与えるような仕事をしよう”と強く思うことにより、その思いと同種の結果を得ることが出来るのです。逆に“お客様に言われたことだけやろう”と思えば、それ相応の結果が齎もたらされるのです。また、その思いの強いか弱いかにより、結果は良くも悪くもなるのです。

このように、心にどのような思いを抱くかによって、行動が決定付けられることになるのです。

■心が大切な訳

人間の行動をコントロールするものは、人間の心（＝意識）であり、それぞれの人間の“意識のレベル”である“自覚の度合い”がその行動に比例することになるのです。つまり、心の質を高めることによって、人間の持つ能力を最大限に発揮させることが出来るのです。

また、この考え方は、原理原則であり、心の大切さを企業経営に置換えて考察すれば、一般的に経営資源は人・物・金・情報等々言われていますが、特に近年は、「人は最大の資産」と言われ、その根幹にあるのが人間であり、さらに突き詰めれば、その人間の内面にある「意識」（＝心）の質の高さ、つまりその個々の人間の持つ心のレベルが会社の盛衰を大きく左右することになるのです。

組織のリーダーの『思い』が、「自社の利益に執着する経営をするのか」「お客様と共存する経営をするのか」「お客様の音信（＝ニーズ）に応える経営をするのか」「利他を実践する経営をするのか」「命知を自覚した経営をするのか」によって、経営の結果に雲泥の差が生じてしまうことになるので心にどの水準の『思い』を抱くかが大切になるのです。

■「心を伝える」には

1. 即行する

「心を伝える」には、心に思っていることをカタチ（＝行為）にする必要があります。今出来ることから「直ぐに行く」ことが重要なのです。感謝の気持（＝心）を表わすには、「感謝しています。」と言葉で言っただけでは不十分なのです。まず御礼の手紙を書くとか、御礼の品を贈るなどの具体的な行動が求められるのです。

2. 継続する

日頃、お世話になっている人への御礼の気持（＝『思い』）を伝えるには、例えば、心を込めた品物を厳選し、時期を心得て1年2年3年～5年10年と贈り続けることにより、確実に「心を伝える」ことが出来るのです。1年2年は誰もが普通に出来るのです。この継続する『行い』を習い性しょうにするには、人間はある差し迫った状態に置かれると普段なら到底考えられないとんでもない力を発揮する「火事場の馬鹿力」に例えられるように、「明確にそのことをしなければならぬ」と『自覚』することが「心を伝える」ための行動を起すには不可欠となるのです。



Medical Note

軽症者は「宿泊施設か在宅」へ — ガイドラインを事務連絡 《厚生労働省》

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症患者の拡大に伴い、医療提供体制において、入院患者が増大した場合、重症者等を優先する医療体制に移行するための考え方を取りまとめ、4月2日、各都道府県衛生主管部（局）等に向け事務連絡した。

現在、新型コロナウイルス感染症患者は、軽症者も入院し経過を診ているが、厚労省は、今後、感染症指定医療機関等における病床の状況に鑑み、感染者増大による病床不足に対応するため、軽症者は入院させずに宿泊施設や在宅での療養に移行する方針。これは、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でその考え方が示されており、具体的には、医療提供体制（入院）については、地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、▼PCR検査陽性であっても、軽症者等は、自宅での安静・療養を原則としつつ、▼家族構成（高齢者や基礎疾患を有する者等と同居しているか）等を確認したうえで、高齢者や基礎疾患を有する方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊産婦以外の者で症状がない又は医学的に症状が軽い方には、PCR等検査陽性であっても、自宅での安静・療養を原則とする。このとき、自宅療養中に状態が変化した場合には、必ず帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医に連絡するよう患者に伝えるなど、重症化に備えた連絡体制を徹底する——とされている。

その医療体制の移行に向けた準備として、4月2日、▼軽症者に係る宿泊・自宅療養の準備に関する内容、▼軽症者の宿泊療養に関するマニュアル、▼自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策——の3本の事務連絡を送付した。

中でも「軽症者等の宿泊療養マニュアル」では、▼都道府県における事前準備、▼宿泊療養施設の利用者が発生した場合の流れ、▼宿泊施設等における対応、▼施設利用者の退所——等についてまとめられている。

宿泊療養施設の利用者が発生した場合の流れは、以下の通り。まず、▼医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の診療を行い、入院を要する症状でないと判断され、同居家族等の状況等から、宿泊療養を要することが確認される場合、都道府県等の窓口連絡をする。その際、PCR検査結果が出る時期についても共有し、保健所設置市及び特別区にあつては、必要に応じ、都道府県に共有する、▼都道府県において、同居家族の状況等の確認。入院病床の状況や宿泊療養の入居可能状況を踏まえ、宿泊療養又は自宅療養の調整を行う（ただし、自宅療養は、当該患者と同居家族等の生活空間を完全に分けることができる場合に限る）、▼PCR検査結果が出るまでの間、都道府県においては、宿泊療養先の候補の選定等の準備を行い、患者は日用品の準備等の宿泊療養の準備を行う、▼医療機関においては、食事アレルギー、健康情報等や服用中の薬剤の必要事項の確認。服用中の薬剤がある場合は、2～3週間分（宿泊療養期間中分）を処方。調剤された薬剤の薬局等での受け取りは、宿泊療養の関係職員が行う（宿泊施設へ移動する前に医療機関で受け取れる場合には、施設利用者が自身で受け取る）、▼施設利用者に対し、都道府県・宿泊施設等に共有する旨を伝えた上で、都道府県に情報を共有、▼PCR検査結果について、医療機関から都道府県の窓口連絡。確定患者かつ軽症者等であることが確認された場合には、都道府県において宿泊施設へ連絡、受け入れ準備を依頼、▼都道府県において搬送手段を手配、▼宿泊施設への搬送までに時間がかかることが見込まれる場合には、都道府県から医療機関に対し、軽症者等の待機場所の確保を依頼、▼都道府県において、宿泊施設に関する注意事項や事前に宿泊施設に準備されている備品と利用者負担が必要な物のリストを作成し、医療機関にいる間に渡すなど、可能な限り早い段階で、施設利用者へ渡しておくことが望ましい。



Dental Note

院長に何かあってからでは遅い！ ～歯科医院の事業承継を考える～

■はじめに

歯科医師は、長期的な視点で地域の日常的な歯科医療を担うという点において提供体制を継続する使命があります。しかし、歯科医師の仕事は細かい作業が要求されるため、年齢とともに健康上の理由などにより止むを得ず継続できなくなることがあります。そのためにどのような心構えをしておくべきなのでしょう？今回は、「歯科医院の事業承継」について考えてみたいと思います。

■2つの事例～事業承継は、事前の準備が大切…何かあってからでは遅い！～

<ケース①>急死による閉院へ！

A院長は、順調に患者数も増え経営も軌道に乗っていました。開業時の借入金も半分くらいというところで、突然悲劇が・・・交通事故による急死、その後、止む無く閉院へ。開業時に生命保険に加入していたことが不幸中の幸いで借入金などの閉院に向けたコストだけはなんとか賄うことができました。

<ケース②>病気療養により、止むを得ず承継へ！

B院長は、バリバリ診療していた矢先に余命数ヶ月の癌の宣告が。幸い後輩の歯科医師Cが開業を考えており、声かけしたところ話がトントン拍子で進み条件面の合意へ。まずCは勤務医からスタートして徐々にBの診察枠を減らしていきましました。Bの患者や診療方針をCがほぼ把握したところでBは安心したかのように永眠しました。現在Cが院長となりBの患者を受け継ぎ空白期間を作ることなく歯科診療を継続しております。

■事業承継は、事前の準備が大切！…少なくとも5年先を見越して

上記事例①のように、年齢に関係なく「万一何かがあったら？」を考えておくことは重要です。また、上記事例②は、院長の健康上の理由によりやむを得ず引き継がなければならない結果、計画的に第三者への承継が成功した事例といえます。事業承継の成功の要因として事前の準備期間が挙げられ、少なくとも5年はかかるとも言われております。こうした、「将来を見据えた準備」は、院長が健康で元気なうちが望ましいといえます。

■何を準備するのか？

(1)「誰に？」・・・後継者を決めること！

事業承継の第一歩です。次の3パターンが考えられます。当然ながら歯科医師の免許が必要なことは言うまでもありません。

① 親族内承継

最初に考えるのはやはり“親族”でしょう。早いほどお互いに計画的な承継が可能となります。一方で、親子間は「喧嘩が絶えずうまくいかなかった」というケースもよくあります。キーワードは、「忍耐」。あれこれ口出しせずに見守るという姿勢が望ましいでしょう。お互いの尊重と謙虚さが鍵といえます。

② 親族外承継

上記事例②のケースが該当します。ご自身の人脈等により候補者を探すこととなります。この場合は、第三者への資産譲渡の側面もあることから、承継に係る金銭的な条件面をクリアすることが重要です。また、引継に際しては空白期間を作らないことで患者の流出を防ぎ、さらに先代との併走期間を設けることで、これまでの診療方針を継続でき円滑な承継も可能となります。

③ M&A

後継者の当てがない場合は、外部の仲介機関に承継先の斡旋を依頼して広く外部から候補者を探すこととなります。

(2)「いつ？」・・・承継時期を決める！

時期が決まれば、やるべきことを逆算で計画的に進めることができます。患者数が減少する前の方が、条件面において有利な承継が可能となります。

(3)「閉院？」・・・後継者が決まらない場合は視野に！

後継者が決まらなければ、閉院を視野に計画を立てることとなります。「いつまで現役続行するのか？」という時期とご自身の年齢をイメージすることが出発点でしょう。



セーフティネット保証5号の対象業種（老人福祉・介護関係） の追加指定について ～厚生労働省

介護厚生労働省は、3月31日の事務連絡で、「セーフティネット保証5号の対象業種（老人福祉・関係）の追加指定について」を発出した。これは、3月24日に示した「新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証5号の対象業種の（社会福祉施設等関連）の指定について」、老人福祉・介護関係が、2020年4月1日より業種指定され（以下、表1参照）、全てのサービス等が対象となることを、改めて周知したもの。

セーフティネット保証5号とは、全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度で、新型コロナウイルス感染症の影響を含む業種別の業況を踏まえ、社会福祉施設等関連業種も指定されることとなっていた。

（表1）

日本標準産業分類上の番号	追加指定された業種（老人福祉・介護関係のみ）	左記の業種に含まれる老人福祉・介護関係サービス等の例
7099	他に分類されない物品賃貸業	福祉用具貸与
8342	看護業	訪問看護
8541	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
8542	介護老人保健施設	介護老人保健施設
8543	通所・短期入所介護事業	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
8544	訪問介護事業	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
8545	認知症老人グループホーム	認知症対応型共同生活介護
8546	有料老人ホーム	有料老人ホーム ※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、「6921貸家業」又は「8549その他の老人福祉・介護事業」としてセーフティネット保証5号の対象に該当する。
8549	その他の老人福祉・介護事業	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、居宅介護支援、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防・日常生活支援総合事業、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

※なお、予防給付を行うサービスについては、各サービスに対応する介護給付を行うサービスと同じ業種に分類されるほか、例示されていないサービス等については、総務省の日本標準産業分類を参照しつつ、申請者の事業の実態を踏まえ、適切な業種に分類すること。

※上記の他新型コロナウイルス福祉医療機構の融資制度 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618843.pdf>)

※厚生労働省HPの新型コロナウイルス対策（社会福祉関連）の情報…随時更新されている

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html)





Environment Note

困難な時こそ花の力を

■県内花き業界 新型コロナ対応策

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、全国屈指の生産出荷額を誇る県内の花き業界が打撃を受けている。3月は花き業界にとって需要が最も高まる繁忙期。しかし、卒業式などの学校行事や結婚式などの冠婚葬祭の中止や延期を受け、花の需要が減少し、価格も下落傾向だ。業界には不安が漂うが、「暗いムードの時だからこそ花の力を」と前を向き、対応策に動いている。

■減収は必至

農林水産省によると、県の花き出荷額は全国第4位（2017年）。全国2位を誇るユリの生産が盛んな深谷市では、終息が見えない不透明な状況に不安が募る。ユリの生産農家26人で作る深谷ゆり部会の八ツ田善彦部会長（46）は「使ってもらえないのは本当につらい」と声を絞る。

全国21市場に出荷されている深谷ブランドの「LAユリ」は、高品質と通年出荷で他産地よりも高く取引されている。「今回の影響で特に彼岸用のユリが買い控えられ、単価は約2割減。約600万円の減収になる見通し」と話す。

影響の長期化に不安はあるが、八ツ田部会長は「市場の動きに一喜一憂しても仕方がない。自然に咲きたいように咲かせながら、今まで通りの生産を維持することが最善の策」と前向きだ。同部会では家に飾る花の需要喚起を受け、ネットを通じた販売の検討もしている。

JAふかや営農販売課は、「影響はユリだけでなく、（同じく同市で生産が盛んな）チューリップは半値になっている。東日本大震災の時よりも状況は悪い」と肩を落とすも、「震災も雪害も経験している生産農家は毅然としている。JAとしても深谷ブランドを守り、農家を支援していく」と話す。

■長期化の不安視

鴻巣の卸売市場で仲卸をする鴻巣フラワーサービス（鴻巣市）の成沢彬暢社長（56）は「卒業式の式場などに置く鉢物は何とかもっているが、洋花の切り花はものによって半値。入学シーズンや5月の母の日まで影響が続くと、さらに下落の可能性がある」と長期化を不安視する。

感染が世界規模に広がることから、輸入が盛んな洋花では海外情勢の影響を受ける可能性もあるほか、中国製が多い花束用リボンなどの部材不足の懸念も指摘した。

一方で、需要の底割れを防ごうと花の活用を高める声が官民から上がっていることを受け、「在宅の時間が増える今こそ、家に飾って花の癒し効果を感じてほしい」とアピールする。

■仕入れで調整

キャンセルが相次ぐ生花店への影響も大きい。パレット（熊谷市）では、卒業式後の謝恩会などお祝い用の花束のキャンセルが増加。閑野日出男社長（68）は「売り上げは3割ほど減少。45年この仕事をしているが、こんな状況は初めて」と驚きを隠せない。

仕入れを調整して対策を打つが、「それでもやはり花屋は品数が命。暗いムードの中、あふれるほどの新鮮な花を置いて、ここだけでもにぎやかで明るい場所にしたい」と心意気を見せた。





Topics Note

コロナ対策で消毒用に

■加須の酒蔵 釜屋

加須市騎西の酒蔵会社釜屋が22日から、新型コロナウイルス感染症拡大で不足している手指消毒用液の代用品として、高濃度アルコール製品「KAMAYA アルコール77%」を製造し、販売を始めた。当面の間は、県内の医療機関限定商品とする。一般向けの商品として、27日から同様の「KAMAYA スピリッツ65%」を販売する。

■高濃度アルコール販売

消毒用エタノール不足の深刻化を背景に、厚生労働省医政局が10日付で医療機関などに「酒類製造業者が製造する高濃度エタノール製品を手指消毒用に使用して差し支えない」と通達したのを受け、製造を進めてきた。釜屋では関係各所に相談の上、醸造アルコールと香料を使って商品化した。

当面、医療機関向けとした77%は、700ミリットル入りで小売価格1800円（税別）。一般向けとした65%は、700ミリットル入りで1600円（税別）。医療機関などで消毒用エタノール不足が解消できれば、77%も一般向けの出荷にしている。

釜屋では21日、医療機関などへの配布を目的に、77%の製品を100本、加須市に寄付した。釜屋の小森順一社長（40）は「新型コロナウイルス感染症のため、日本中、いや世界が疲弊している。うちとしても、防止の一助になればと商品化した。今後、週に300本ずつ程度を製造、販売していく」と話した。

65%の製品は、釜屋のオンラインショップをはじめ一般の酒販売店などで販売する。釜屋では「需要がひっ迫している。在庫状況や出荷予定などは釜屋のホームページで随時掲載するので、問い合わせの前に確認してほしい」と呼び掛けている。

コロナ禍の飲食支援
～熊谷「クーマーイーツ！」～

■共同宅配で実験開始

新型コロナウイルスの影響で客足が減っている飲食店を支援する共同宅配事業「クーマーイーツ！」の社会実験が10日、熊谷市で始まった。インターネットを利用して一括で予約を受け付け、配達員が当日、飲食店から預かった料理を車や自転車で届ける。まずはランチタイム限定で試し、緊急事態宣言下に週1回のペースで継続していく予定だ。

市内で建築設計事務所を営む白田和裕さん（38）が、知り合いの飲食店と協力して企画。熊谷、行田、深谷の3市の飲食店計15店舗を掲載したテイクアウト専門のグルメサイトを開設し、このうち10店舗を対象に「クーマーイーツ！」のサービスを始めることになった。

熊谷市内の空き家を購入して交流拠点として整備するなど、地域と連携したまちづくりを進めている白田さん。「コロナの影響で苦境に立たされている飲食店のため、何か力になりたかった」と話す。

料理のジャンルは和食、中華、カレー、スイーツなど。なるべくお釣りが発生しないよう価格は800円、500円、300円の三つに統一した。宅配料は1品につき200円。総額1500円から受け付ける。支払いは現金のみ。配達員は2人で、宅配エリアは店舗が集中している熊谷駅周辺となる。

今回は9日に予約を受け付け、10日午前11時～午後3時、希望する時間に料理を届ける形に。反響を見極めた上で毎週金曜日に宅配を続け、ディナータイムの営業も視野に入れる。

白田さんは「幅広いメニューの中から、好きな料理が好きな時間届くサービス。この機会にいろんな店の味を試してもらいたい」と利用を呼び掛けている。

「クーマーイーツ！」への注文や問い合わせは、メール（kuma.eats2020@gmail.com）で。